

食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号に基づく食品健康影響 評価について

令和 7 年 9 月
消費者庁食品衛生基準審査課

農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）の食品中の残留基準については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定に基づいて、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）において定められている。今般、以下の農薬等の残留基準の設定に当たって、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価を依頼する農薬等の概要は、別添 1 のとおりである。また、評価依頼が 2 回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添 2 のとおりである。

なお、食品安全委員会から食品健康影響評価結果を受けた後に、食品衛生基準審議会において、農薬等としての食品中の残留基準を設定等することとしている（既存の食品健康影響評価の結果に変更が生じないと考えられる農薬等（※ 1 及び※ 2）を除く。）。

1. イソチアニル（農薬）※¹
2. チオベンカルブ（農薬）※¹
3. バリダマイシン（農薬）※²
4. ピラクロストロビン（農薬）
5. フェナザキン（農薬）
6. ポスカリド（農薬）
7. メトブロムロン（農薬）

※ 1 農林水産大臣からの再評価に係る評価要請に基づき食品健康影響評価の結果が通知されたため、先に食品衛生基準審議会での審議を実施したものの。

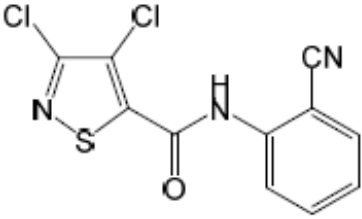
※ 2 既存の食品健康影響評価の結果に変更が生じないと考えられたため、先に食品衛生基準審議会での審議を実施したものの。

イソチアニル

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和7年6月6日に通知された、農林水産省からの「農薬取締法に基づく再評価」に伴う結果の連絡及び「新規登録申請」に伴う基準値設定の要請を受理。
- ・令和7年7月8日、食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会（以下、「農薬・動物用医薬品部会」という。）で審議。

2. 評価依頼物質の概要

名称	イソチアニル(Isotianil)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	イソチアゾール系化合物である。直接抗菌性を示さないが、植物の感染特異的タンパク質を活性化することにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物：稲 今回、てんさいへの新規登録申請 使用方法：散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.05 mg/kg 体重/日 (2023) ARfD = 設定の必要なし
	国際基準	バナナ、みかん等
	諸外国	米国：バナナ 豪州：バナナ、畜産物 EU、カナダ、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】 平成20年10月 7日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成21年 4月30日 食品健康影響評価結果 受理 【2】 令和 4年12月14日 農林水産大臣より食品健康影響評価を依頼 令和 5年11月 1日 食品健康影響評価結果 受理 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ADI = 0.028 mg/kg 体重/日</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ARfD = 設定の必要なし</div>	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

3. 暴露評価結果

農薬・動物用医薬品部会で審議した暴露評価結果は以下のとおり。

・長期暴露評価

推定一日摂取量(EDI)のADIに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	EDI/ADI(%)	
	基準値変更後	基準値変更前※
国民全体(1歳以上)	0.3	
幼小児(1~6歳)	0.7	
妊婦	0.2	
高齢者(65歳以上)	0.3	

※基準値変更前の農薬・動物用医薬品部会では、EDI 試算ではなく、基準値案を基にしたTMDI(理論最大一日摂取量)による暴露評価を実施。

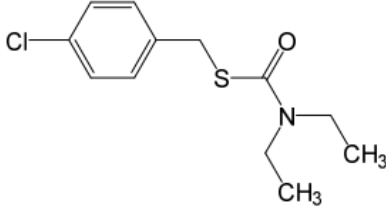
食品安全委員会による食品健康影響評価の結果設定されたADIを超えないことを確認した。なお、ARFDは設定の必要なしとされている。

チオベンカルブ

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和7年6月6日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく再評価に伴う結果の連絡を受理。
- ・令和7年7月8日、農薬・動物用医薬品部会で審議。

2. 評価依頼物質の概要

名称	チオベンカルブ (Thiobencarb)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	チオカルバメート系の除草剤である。超長鎖脂肪酸(VLCFA)を合成する酵素(VLCFAE)の阻害による雑草の生長阻害が考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: 大麦、とうもろこし等 使用方法: 土壌散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国: 米、畜産物等 EU: 茶、コーヒー豆等 豪州: 米 カナダ、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】 平成19年 8月 6日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成19年12月13日 食品健康影響評価結果 受理 【2】 平成21年10月27日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成22年 8月 5日 食品健康影響評価結果 受理 【3】 令和 4年 9月28日 農林水産大臣より食品健康影響評価を依頼 令和 5年11月 1日 食品健康影響評価結果 受理	
	ADI = 0.009 mg/kg 体重/日 ARfD = 1 mg/kg 体重	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

3. 暴露評価結果

農薬・動物用医薬品部会で審議した暴露評価結果は以下のとおり。

a. 長期暴露評価

推定一日摂取量(EDI)のADIに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	EDI/ADI(%)	
	基準値変更後	基準値変更前*
国民全体(1歳以上)	11.1	
幼小児(1~6歳)	19.6	
妊婦	7.4	
高齢者(65歳以上)	12.6	

※基準値変更前の農薬・動物用医薬品部会では、EDI 試算ではなく、基準値案を基にしたTMDI(理論最大一日摂取量)による暴露評価を実施。

b. 短期暴露評価

短期推定摂取量(ESTI)のARfDに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	ESTI/ARfD(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	0	
幼小児(1~6歳)	0	

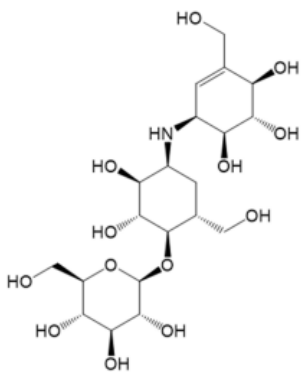
食品安全委員会による食品健康影響評価の結果設定されたADI及びARfDを超えないことを確認した。

バリダマイシン

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和5年7月24日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。
- ・令和6年2月27日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。
- ・令和7年7月8日、農薬・動物用医薬品部会で審議。

2. 評価依頼物質の概要

名称	バリダマイシン(Validamycin)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	グリコシド系の殺菌剤である。菌体内に吸収された後、加水分解によりバリドキシルアミンAに変換され、貯蔵糖トレハロースの分解酵素トレハラーゼの活性を阻害することにより、殺菌効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: 稲、ばれいしょ等 今回、なす、さといも等への適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】 平成28年 3月22日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 令和 2年 9月29日 食品健康影響評価結果 受理 【2】 令和 4年 7月13日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 令和 4年 8月31日 食品健康影響評価結果 受理 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ADI = 0.36 mg/kg 体重/日</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ARfD = 3.2 mg/kg 体重</div>	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

3. 暴露評価結果

農薬・動物用医薬品部会で審議した暴露評価結果は以下のとおり。

a. 長期暴露評価

推定一日摂取量(EDI)のADIに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	EDI/ADI(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	2.7	0.2
幼小児(1~6歳)	5.5	0.4
妊婦	2.3	0.2
高齢者(65歳以上)	3.4	0.2

b. 短期暴露評価

短期推定摂取量(ESTI)のARfDに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	ESTI/ARfD(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	0 ~ 7	0 ~ 1
幼小児(1~6歳)	0 ~ 10	0 ~ 1

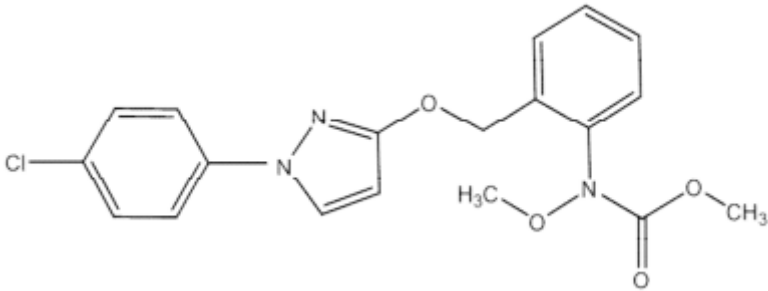
食品安全委員会による食品健康影響評価の結果設定されたADI及びARfDを超えないことを確認した。

ピラクロストロビン

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和7年6月9日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請及び追加資料の提出に伴う基準値設定の要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	ピラクロストロビン (Pyraclostrobin)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ストロビルリン系殺菌剤である。ミトコンドリア内膜電子伝達系複合体IIIを阻害することにより呼吸機能に影響を及ぼし、抗菌活性を示すと考えられる。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: りんご、きゅうり等 今回、だいこんへの適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.03 mg/kg 体重/日 (2018) ARfD = 0.7 mg/kg 体重 (2018)
	国際基準	アボカド、大麦等
	諸外国	米国: アボカド、バナナ等 カナダ: ブロッコリー、トマト等 EU: グレープフルーツ、りんご等 豪州: アボカド、大麦等 ニュージーランド: かんきつ、ぶどう等
食品安全委員会での評価等	【1】 平成15年11月17日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成17年 9月22日 食品健康影響評価結果 受理 【2】 平成20年12月 9日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成21年 3月19日 食品健康影響評価結果 受理 【3】 平成24年 1月19日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年10月15日 食品健康影響評価結果 受理 【4】 平成28年 3月22日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成28年 9月27日 食品健康影響評価結果 受理	

	<table border="1"><tr><td>ADI = 0.034 mg/kg 体重/日</td></tr><tr><td>ARfD = 0.05 mg/kg 体重</td></tr></table>	ADI = 0.034 mg/kg 体重/日	ARfD = 0.05 mg/kg 体重
ADI = 0.034 mg/kg 体重/日			
ARfD = 0.05 mg/kg 体重			

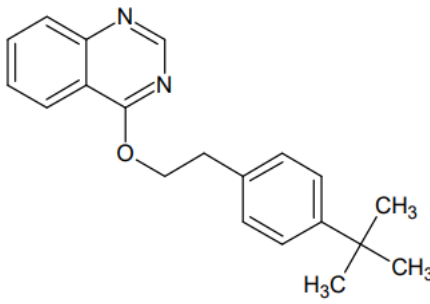
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フェナザキン

1. 今回の諮問の経緯

- 令和7年3月28日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく新規登録申請に伴う基準値設定及び魚介類の基準値設定の要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	フェナザキン (Fenazaquin)	
構造式		
用途	殺虫剤、殺菌剤	
作用機構	キナゾリン系の殺虫・殺菌剤である。ミトコンドリア電子伝達系複合体Iを阻害することにより、殺虫効果を示すと考えられる。	
日本における登録状況	<p>農薬登録がなされていない。</p> <p>今回、かんきつ、トマト等への新規登録申請</p> <p>使用方法: 散布</p>	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.05 mg/kg 体重/日 (2017) ARfD = 0.1 mg/kg 体重 (2017)
	国際基準	りんご、アボカド等
	諸外国	米国: アボカド、ベリー類等 カナダ: うり類、仁果類等 EU: アーモンド、メロン等 豪州: りんご、アボカド等 ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	<p>【1】 平成27年11月16日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成28年10月25日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】 令和3年2月9日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 令和3年5月18日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p style="text-align: center;">ADI = 0.0046 mg/kg 体重/日</p> <p style="text-align: center;">ARfD = 0.1 mg/kg 体重</p>	

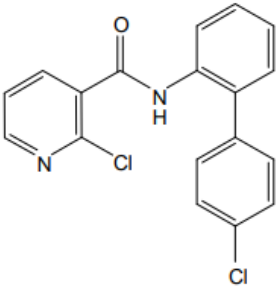
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ボスカリド

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和7年6月9日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請及び追加資料の提出に伴う基準値設定の要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	ボスカリド(Boscalid)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	アミド系の殺菌剤である。ミトコンドリア内膜のコハク酸脱水素酵素(複合体II)の電子伝達を阻害することで殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物:かんきつ、小麦等 今回、だいこんへの適用拡大申請 使用方法:散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.04 mg/kg 体重/日(2019) ARfD = 設定の必要なし(2006)
	国際基準	バナナ、大麦等
	諸外国	米国:アボカド、マンゴー等 カナダ:ブロッコリー、りんご等 EU:マンゴー、茶等 豪州:ぶどう、たまねぎ等 ニュージーランド:かんきつ、ぶどう等
食品安全委員会での評価等	【1】 平成15年11月17日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成16年 5月20日 食品健康影響評価結果 受理 【2】 平成17年 8月23日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成18年 7月18日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成18年10月26日 食品健康影響評価結果 受理 【3】 平成20年12月 9日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成21年 3月19日 食品健康影響評価結果 受理 【4】 平成24年 1月19日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年 8月 6日 食品健康影響評価結果 受理 【5】 平成28年 5月10日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成28年 9月27日 食品健康影響評価結果 受理	

	ADI = 0.044 mg/kg 体重/日
	ARfD = 3 mg/kg 体重

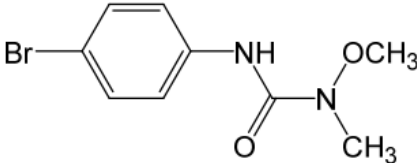
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

メトブロムロン

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和7年4月18日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	メトブロムロン (Metobromuron)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	尿素系除草剤である。雑草の発芽とともに幼根から吸収され、地上部に移行し、光化学系IIのプラストキノンによる電子伝達を阻害することにより除草作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: 小麦、だいず等 今回、たまねぎ(春播栽培)への適用拡大申請 使用方法: 土壌散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	EU: 仁果類、うり類等 豪州: 卵、ばれいしょ等 ニュージーランド: ばれいしょ 米国、カナダ: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】 令和 4年 1月19日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 令和 4年 8月 9日 食品健康影響評価結果 受理 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ADI = 0.0046 mg/kg 体重/日</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ARfD = 0.015 mg/kg 体重</div>	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

○評価依頼が2回目以降の品目に関する追加データリスト

【イソチアニル】

- ・暴露評価結果

【チオベンカルブ】

- ・暴露評価結果

【バリダマイシン】

- ・作物残留試験
- ・暴露評価結果

【ピラクロストロビン】

- ・作物残留試験
- ・家畜残留試験(ウシ、ニワトリ)
- ・家畜代謝試験(ヤギ、ニワトリ)
- ・28日間亜急性経口毒性試験(ラット)
- ・28日間亜急性経皮毒性試験(ラット)
- ・28日間亜急性吸入毒性試験(ラット)
- ・動物体内動態試験(マウス)(参考資料)
- ・小核試験(参考資料)

【フェナザキン】

- ・好氣的土壤中動態試験
- ・土壌吸着試験
- ・加水分解試験
- ・水中光分解試験
- ・土壌残留試験
- ・作物残留試験
- ・ラットにおける解毒方法または救命処置方法に関する試験
- ・[代謝物]急性経口毒性試験(ラット)
- ・[代謝物]急性経皮毒性試験(ラット)
- ・[代謝物]皮膚刺激性試験(ウサギ)
- ・[代謝物]眼刺激性試験(ウサギ)
- ・[代謝物]復帰突然変異試験
- ・[代謝物]小核試験
- ・[代謝物]定量的構造活性相関による毒性評価

【ボスカリド】

- ・作物残留試験
- ・家畜残留試験(ウシ、ニワトリ)
- ・家畜代謝試験(ヤギ、ニワトリ)
- ・動物体内動態試験(マウス)
- ・*In vitro* 代謝比較試験
- ・溶解性試験(参考資料)
- ・皮膚感作性試験(モルモット)
- ・[原体混在物]90日間亜急性経口毒性試験(ラット)
- ・[原体混在物]小核試験(マウス)
- ・[原体混在物]遺伝子突然変異試験

【メトブロムロン】

- ・作物残留試験
- ・植物代謝試験